官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の附属書の改正に関する件（外務二五四）　一
〔人事異動〕
最高裁判所　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、入札、型式適合認定関係　一〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告

告示

○外務省告示第二百五十四号

昭和四十年四月九日にロンドンで作成された「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約」の附属書の一部は、その第七条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十二年五月十五日に効力を生じた。

（平成二十一年八月七日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年五月十九日

外務大臣　岡田　克也

一　勧告規定2.2.2中「船舶の旗国」の次に「航海番号」を加える。

二　勧告規定2.3.1(a)中「信号符字」の次に「航海番号」を加える。

三　勧告規定2.3.1(b)中「信号符字」の次に「航海番号」を加える。

四　標準規定2.6.1中「信号符字」の次に「航海番号」を加える。

五　標準規定2.6.3を次のように改める。

2.6.3　削除

六　勧告規定2.6.4を次のように改める。

2.6.4　勧告規定

予定された計画に従って航行している船舶が十四日以内に少なくとも一回同一の港に再び寄港する場合であって、乗組員に軽微な変更があったときは、公的機関は、原則として、新たに完全な乗組員名簿の提出を要求すべきでなく、変更を明記した既存の乗組員名簿を受理すべきである。

七　勧告規定2.7.1を次のように改める。

2.7.1　削除

八　勧告規定2.7.3中「船舶の旗国」の次に「航海番号」を加える。